

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 ガ イ ド

| | |
|--|--|
| かつしかくふくしじむしょ にしせいかつか 葛飾区福祉事務所 西生活課 かつしかくたていし ちょうめ ばん ごう 〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号 でんわ だいひょう 電話 03-3695-1111 (代表) | かつしかくふくしじむしょ ひがしせいかつか 葛飾区福祉事務所 東生活課 かつしかくかなまち ちょうめ ばん ごう 〒125-0042 葛飾区金町1丁目6番24号 でんわ 電話 03-3607-2152 |
| このガイドは、生活保護についておおまかな説明をしたものです。詳しくは、福祉事務所にお問い合わせください。 | |

せいかつほごせいど 生活保護制度とは

にほんこくみん せいかつ げん こんきゅう かた こんきゅう ていど おう ひつよう ほご おこな
日本国民で生活に現に困窮している方に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、
けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ じょちよう せいど
健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度です。

ほうりょくだんかんけいしゅ かた せいかつほご たいしよう
なお、暴力団関係者の方は、生活保護の対象となりません。

がいこくせき かた ざいりゅうしかく せいかつほご じゅんよう ばあい
外国籍の方は、在留資格により生活保護が準用される場合があります。

ほごようけん 保護の要件など

1 生活保護は世帯単位で行います。

どういつ じゅうきよ す せいけい いつ かた どういつ せたい せいかつほご じゅうみん
同一の住居に住み、生計を一にしている方は同一世帯とみなします。生活保護は、住民
とうろく せいかつじつたい ゆうせん はんたん どうきよ かぞく ひとり ほご
登録より生活実態を優先して判断します。同居の家族のうち、1人だけ保護することはでき
ません。(特別な事情がある場合はご相談ください。)

2 世帯員全員の方がその利用する資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

① 資産の活用・・・預貯金、生活に利用されていない土地・家屋や貴金属があれば売却な
どをし、生活費に充ててください。多額の解約返戻金のある生命保険や自動車なども原則
として換金し生活費に充ててください。子どものアルバイト代も生活費に充ててください。

※ 状況により保有が認められる場合もあります。

② 能力の活用・・・働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

③ その他あらゆるものの活用・・・年金や手当など他の制度で給付を受けることのできる場
合は、まずそれらを活用してください。

扶養義務者への照会

生活保護申請を受理した後、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹などの親族）へ援助の可能性について照会を行います。

ただし、扶養義務者との関係が著しく悪い、長期に渡り音信が不通である、DVや虐待を受けたことがあるなど、特別な事情が認められる場合は、扶養義務者への照会を見送ることもできますので、ご相談ください。

また、扶養義務者が扶養をしないことを理由に生活保護が受けられないということはありません。

生活保護の種類

国や地方公共団体が行う支援を「扶助」といいますが、生活保護には8種類の扶助があります。これらの扶助は、基本的に金銭給付で行います。（医療扶助及び介護扶助は、医療機関などに直接支払います。）扶助費の基準額は、毎年厚生労働大臣が改訂します。

- ① 生活扶助・・・食費、衣類、光熱費などの日常の暮らしの費用
- ② 住宅扶助・・・家賃、地代などの住宅の費用
- ③ 教育扶助・・・給食費、学級費、教材代などの義務教育に必要な費用
- ④ 介護扶助・・・介護サービスを受けるときの自己負担相当の費用
- ⑤ 医療扶助・・・ケガや病気の治療をするための費用
- ⑥ 出産扶助・・・お産をするための費用
- ⑦ 生業扶助・・・自立のために技能を身につけるための費用、高等学校などに就学するための費用、仕事に就くための費用
- ⑧ 葬祭扶助・・・火葬などのための費用を葬祭執行者に対し支給するもの

生活保護費の計算方法

世帯全員の収入と基準額をくらべて、基準額に足りない金額が、生活保護費として支払われます。基準額は、世帯員の年齢、人数などによって異なります。



はたら 働くことのメリット

生活保護を受けると、働ける方には働いていただきます。働いて得た収入がある場合は、その全額が保護費から減らされるわけではなく、収入に応じて一定額を控除しますので、控除額分だけ通常の生活保護よりも生活費が増えます。



せいかつ ほ ご けてい なが 生活保護決定までの流れ

■ 相談・申請

生活保護をご希望の方には、可能なかぎりご本人や家族の方に福祉事務所へ来所いただき、相談することをお願いしています。ただし、入院などで来所できない時は、電話でお問い合わせ下さい。担当者が病院などに伺います。

■ 訪問・調査

申請を受けた後、地区担当員（ケースワーカー）がお宅に訪問し、必要な調査を行います。

■ 決 定

申請日から14日以内（特別な場合30日以内）に、文書により開始または却下のお知らせをします。

※不服申立て 決定内容に不服があるときは、知らせを受けた日の翌日から3か月以内に東京都知事に対して審査請求ができます。

てつづ 手続きにあたってのお願い

●生活保護は、利用できる資産や能力などあらゆるものを活用し、これらを行ってもなお生活に困窮する場合に、国が最低生活を保障する制度です。したがって、生活保護の基準に該当するか、また、保護がどの程度必要か調査を行います。そのために、資産・収入・生活状況がわかる資料の提示をお願いいたします。資料が揃っていても申請は可能ですが、早い決定ができるように、申請後、早めの提出をお願いします。

●生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療証の資格を失います。代わりに「医療券」を福祉事務所が交付します。また、社会保険に加入している方も「医療券」が必要になりますので、病気などで治療中の方は、早めに申し出てください。

◆生活保護の決定をするためにご用意いただきたい書類（世帯全員分）◆

※必要な資料は申請後の提出でも構いません

□①預金通帳（未解約口座全て、提出前に残高記帳をお願いします。）

□②収入のわかる書類（給与明細書最近3か月分、確定申告書の控、源泉徴収票など）

□③年金関係（手帳・証書・通知（ハガキ）・年金給付記録・ねんきん特別便・定期便など）

各種手当の通知・証書（傷病手当金、雇用保険給付、児童扶養手当、児童手当など）

□④家賃・地代の契約書、家賃・地代の支払いのわかる書類（最近のもの）

□⑤身障手帳、愛の手帳、精神保健手帳や障害福祉サービス受給者証など

□⑥生命保険・火災保険・損害保険の証書（積立型か掛け捨て型か、返戻金の有無等わかるもの）

□⑦固定資産税課税明細書・不動産の登記簿謄本（登記全部事項証明書）・名寄帳

※不動産の登記簿謄本や名寄帳は発行手数料がかかるため、新たに発行する必要はありません。

□⑧自動車、オートバイの車検証や標識交付証明書及び自賠責保険加入証、任意保険証券

□⑨傷病のわかる書類（診察券、病院領収書、服薬説明書など）

□⑩介護サービスの状況がわかる書類（居宅サービス計画書、介護サービス領収書など）

□⑪マイナンバーカード（個人番号カード）・通知カード・運転免許証・健康保険証・介護保険証・

後期高齢者医療証・各種医療証（高齢者、ひとり親、身障、自立支援、難病など）

□⑫在留カード、パスポート

□⑬借金・負債（住宅ローンなど）の残高などがわかる書類

書類のない借金については借入先、理由、借入金額などを記したメモ

□⑭電気・ガス・水道・電話代の領収書・請求書（最近のもの）

□⑮その他（ ）